

## 定款変更に係る様式及び添付資料一覧

### 1 申請書及び添付書類等 (以下の順番で編綴すること。)

- (1) 定款変更認可申請書 (様式5号)
- (2) 新旧条文対照表・変更理由書 (別紙1)

※事業の追加等による条文の変更以外に、平成27年度医療法改正に伴うモデル定款に準拠した条文の追加・修正を行うこと。(詳細は県ホームページ「医療法人に関する申請・届出 ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw11/hw11\\_000000111.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw11/hw11_000000111.html))」の該当部分を参照のこと)

- (3) 現行定款の全文
- (4) 変更後の定款(案)の全文
- (5) 理事会議事録
- (6) 社員総会(評議員会)議事録
- (7) 役員及び社員(評議員)の名簿
- (8) ①医療施設を開設(移転含む)する場合、: 病院(診療所・介護老人保健施設・介護医療院)の概要(別紙3)  
②附帯事業所、従たる事務所を開設する場合: 各附帯事業所の概要(別紙3-3~)  
① ②とも添付書類として付近の見取り図と建物平面図を添付
- (9) 管理者の就任承諾書・履歴書(別紙4・5)
- (10) 管理者の医師免許証写(管轄保健所等による原本証明が必要)①の場合に必要。  
※H16年以降に免許を取得した医師、H18年以降に免許を取得した歯科医師については、臨床研修修了登録証の写しも添付する。(管轄保健所等による原本証明が必要)  
※②の場合、他の法令等により管理者の資格要件が定められている場合は、当該資格にかかる免許証等の写しを添付する。
- (11) 2年間の事業計画(別紙6)、2年間の予算書(別紙7)
- (12) その他必要書類

#### ①②の場合

必要な施設、設備又は資金について確認する必要があることから、開設時の予定貸借対照表(別紙8)及び法人の開設する医療施設、事業所に係る土地・建物登記事項証明書(原本)が必要、賃貸借の場合は加えて賃貸借契約書(案)等を添付。

また、医療法人関係者と医療法人の間の取引が発生する場合は、別紙「医療法人関係者と医療法人の間の取引について」により、取引額の設定及び必要書類の添付を行うこと。

#### ①②以外の定款変更

例: 役員数の変更=役員数の変更を要する理由書

医療施設の市町合併等による住所変更=住所表記に関する市町からの通知書等

※添付書類の内、(8)~(12)は不要。変更の内容に応じて変更内容について確認できる書類を添付する。

- (13) 原本証明書(別紙9) 申請者による原本証明の必要な添付書類を一覧で記載すること。

#### <申請書作成上の留意事項>

以下の点について、申請者で十分に確認の上、申請書を提出してください。

○標準処理期間(受理日より最短で21日)が定められていますので、事業計画に照らして余裕を持って申請してください。また、法人運営上の問題点、書類の追加・差し替えが生じた場合は、処理期間がその分延長されますので、誤りのないよう申請ください。特に下記の点に注意ください。

- ・新旧対照表は、現行定款・変更定款から、改正する条文を正確に転記し、変更部分に下線を付すこと。
- ・現行定款と変更定款(案)は、改正部分以外の条文が一致していること。

(変更定款で、誤字、脱字、送り仮名に誤りが無いこと。)

- ・2年間の事業計画、収支予算等について、計算誤りが無いこと。また、各添付資料間で数字が一致していること。

- ・一人医師医療法人が、病院・老健施設・介護医療院を開設する場合、基本財産に関する条文の新設等が必要となる。

○審査に伴い追加資料等を求める場合があります。

○特に医療機関の開設や介護事業等附帯業務の実施など医療法や他の法令に基づく許可等が必要な場合は、事前にそれぞれの許認可所管部局と協議しておくこと。